

2013.11.13 平成24年度各会計決算特別委員会（第3号）本文

○大場委員 初めに、**決算審議の意義について**伺います。

決算の審議は、事業のPDCAサイクルにおけるチェックに相当し、予算執行の検証結果を次の予算編成に生かしていくことは、より効果的、効率的な財政運営を行う上で不可欠です。

こうした決算の重要性に鑑み、議会の取り組みとして、平成十二年度決算からは議会への付託時期を十二月から九月に前倒しをするとともに、分科会方式を採用して効率的に充実した審議を行ってまいりました。

そこで、全局質疑を始めるに当たり、歳入歳出決算を取りまとめる会計管理者に対し、決算の役割及び決算審査の充実に向けた取り組みについて伺い、決算の重要性を再確認いたします。

○松田会計管理局长 地方自治体における決算の役割は、予算として具体化された施策や事業を執行の観点からつまびらかにするとともに、次年度以降の効率的な都政運営の指標とすることでございます。

現在、都議会による決算審査日程では、お話のように、付託時期の前倒しと分科会方式の採用によりまして、翌年度予算編成前に審査が終了いたします。

また、執行機関といたしましては、平成十八年度決算から、全国に先駆けて本格的な複式簿記・発生主義会計に基づく財務諸表や年次財務報告書を作成し、従来の法定決算資料に加えまして、審議の参考資料として提出しております。

こうした多様な決算資料によるさまざまな角度からの分析、評価を通じまして、都民の目にも、都の予算執行の実態や財務業績がわかりやすいものとなるとともに、次年度以降の予算編成に決算の検証結果を生かすことが可能となっております。

今後も決算事務を総括する立場から、円滑かつ十分な決算審議に資するべく、決算資料の不断の改善を図りまして、説明責任の一層の向上に寄与してまいります。

○大場委員 次に、**都税収入の確保について**伺います。

平成二十四年度の都税収入は、五年ぶりに増収となりました。まず、都が直接徴収する都税一般分については、組織的に進行管理を徹底するなど業務運営の抜本的改革を図って

きたことや、ミラーズロックなどの先駆的な取り組みを展開してきました。また、個人都民税についても、個人住民税徴収対策会議の開催など広域的な徴収対策を推進してきました。

個人都民税は、平成二十四年度決算では七千六百五十五億円と、法人二税、固定資産税、都市計画税に次ぐ基幹税目であり、その徴収率向上は財源確保の観点から最も重要と考えます。

先日の分科会質疑での答弁では、平成二十四年度の個人都民税の徴収率と都税全体の徴収率は、五ポイントの開きがあるとのことでした。そこで、個人都民税の徴収率と都税全体の徴収率の差はどのように推移しているのか伺います。

○**影山主税局長** 個人都民税は、区市町村が個人区市町村民税とあわせて賦課徴収しておりますが、都税に占める割合は、平成十九年度の所得税から住民税への税源移譲によりまして倍増し、昨年度は一八%と貴重な財源となっているところです。

その徴収率を都税全体の徴収率と比べた場合、平成十九年度は都税全体が九七・九%に対し個人都民税が九四・七%で、その差は三・二ポイントでありました。

その後、平成二十年秋のリーマンショックの影響などで、いずれの徴収率も低下しましたが、都税全体の徴収率は平成二十三年度には回復し、九七・〇%になったのに対し、個人都民税は九一・八%と低下し、その差は五・二ポイントと拡大したところでございます。

しかし、区市町村と連携した継続的な人材育成の取り組みなどにより、昨年度決算では、都税全体の徴収率が九七・三%、個人都民税は九二・三%と、いずれも前年度を上回り、その差も五・〇ポイントと改善の兆しが見られるところでございます。

○**大場委員** わずかながらの改善の兆しが見られるものの、今後とも徴収率の向上の取り組みを継続していくことが必要です。

とりわけ個人都民税は、市区町村が個人市区町村民税とあわせて賦課徴収していることから、都と区市町村共通の大きな課題であります。

そこで、今までの取り組みに加え、区市町村との連携をさらに進めるための新たな取り組みとして、どのようなことを考えているのか伺います。

○**影山主税局長** 都では、平成十六年度に個人都民税対策室を設置し、区市町村からの困難事案の引き受けや実務研修生の受け入れ、都職員の派遣などを行い、積極的に区市町村との連携を進めております。

平成二十四年度には、広域的な取り組みを推進するため、区市町村とともに個人住民税徴収対策会議を立ち上げました。会議では、昨年十二月をオール東京滞納STOP強化月間としまして、都及び都内全六十二区市町村が参加し、催告文書の一斉送付などの取り組みを実施したところでございます。

また、今年度は、新たな取り組みとして、職員の滞納整理の経験を深める機会をふやすため、都税事務所と区市町村が相互に相手先の職員に併任の発令を行い、強化月間の期間中、必要に応じて併任先の職員として捜索などに参加できるような仕組みを複数の自治体と実施する予定でございます。

都としては、今後も区市町村のニーズを踏まえ、積極的に連携を強化していくことで対策を充実させながら、都、区市町村が一体となり徴収率向上に努めてまいります。

○**大場委員** このような歳入確保の取り組みを初め、都がさまざまな努力を重ねて財政の健全性を堅持しているにもかかわらず、国においても、こうした都の努力を無にしかねない理不尽な話が出ています。

今月初めに総務省の検討会から出された報告書では、もともと消費税を含む税制の抜本改革までの措置であったはずの暫定措置が継続、それとは別に法人住民税の一部を国税化するというような驚くような案も出ています。

そこで、総務省の検討会報告書にはどのような問題があり、今後、都としてどのように国に対抗していくのかを伺います。

○**中井財務局長** 今回の総務省の検討会報告書には、地方自治の根幹を揺るがしかねない二つの大きな問題が含まれていると考えております。

まず一点目は、税制の抜本的な改革までの暫定的な措置であるはずの法人事業税の暫定措置について、廃止を基本に検討すべきとしつつも、継続の可能性が示されていることであります。

この不合理な措置は、平成二十六年年度税制改正において、当初の約束どおり確実に撤廃し、地方税として復元されなければならないものであります。

二点目は、法人住民税の一部国税化であります。地方税を国税化するというこの案は、地方がみずからの財源と責任に基づいて行財政運営を行うことができるように、地方税の充実を図るという地方分権の基本的考えに大きく逆行するものであります。

また、地方交付税への依存度が高まることから、不交付団体をふやし自立を促進していくという、国の骨太の方針にも反するものであります。

いずれも、都として承服しがたい内容であることから、先般、東京都の基本的考え方を事実に基づき明らかにした反論書を公表したところであります。

今後、この反論書も活用しつつ、都議会の先生方や都選出の国会議員、特別区長会などとも連携を図りながら国に強く働きかけるなど、全力で対抗してまいります。

○**大場委員** 我々も、不合理な税制見直しが断行されないよう総力を挙げてまいりますので、都としても、さらに一層強力に取り組まれるよう要望しておきます。

次に、**東日本大震災に係る被災地支援について**伺います。

都は、震災発生直後から延べ三万人を超える職員派遣や避難者の受け入れを初めさまざまな支援を行ってきました。また、被災市町村での技術系職員を中心とする人材不足を踏まえ、昨年九月に任期つき職員を採用し、被災地に派遣しました。

現地からのレポートを読ませていただきましたが、長年にわたり蓄積した知識や経験を活用し、知恵を出し合い、防災集団移転工事の早期発注につなげることなど、目に見えない努力を重ね、被災地の復興を目に見える形に仕上げるよう尽力していることがよくわかり、とても意義のあることだと感じました。

そこで、改めて、都が任期つき職員を被災地に派遣した経緯と、今後の取り組みについて伺います。

○**中西総務局長** 被災地において必要とする業務が、より専門性を重視するものに変化したことを受け、都は、平成二十三年六月から順次、岩手、宮城、福島三県に現役的都職員の中長期派遣を開始いたしました。

その後、甚大な津波被害を受けた被災市町村を中心に技術職員の不足が深刻化し、都に派遣要請が相次ぐようになり、一方で、現役職員だけではこうした声に応えることが困難

であったことから、都は全国に先駆け、任期つき職員の公募に踏み切り、即戦力として行政OBや民間経験者四十七名を採用、派遣いたしました。

派遣先の市町村からも、専門的な知識と経験に基づき着実に成果を上げていることを高く評価していただいております、意義があったものと考えております。

今後とも、被災地のニーズを的確に捉えつつ、任期つき職員の活用を通じて復興を加速させてまいります。

○大場委員 次に、**地域防災力の向上について**伺います。

昨年度、都は、東日本大震災の教訓を踏まえ、国に先駆けて防災対策全般を見直しました。その一つが地域防災力の向上です。

首都直下地震などの大規模災害発生時には、被害軽減のため、自助、共助、公助の取り組みを最大限に発揮されることが必要となります。特に、被災した都民を速やかに救出、救助するためには、地域の防災力を高めることが何よりも重要です。

都内にある約九千の町会や自治会などの組織の活性化を図るとともに、草の根レベルでの防災活動の裾野を広げていくことが求められています。

都では、平成二十四年度に防災隣組事業を構築し、その数は現在百団体に至っています。引き続き地域ニーズに応じた実効性のある取り組みを展開していくことが必要です。

そこで、地域防災力向上に向けたこれまでの取り組みの成果と、今後の施策の展開について伺います。

○中西総務局長 発災時における自助、共助の取り組みを推進するため、地域の防災活動の活性化が必要でございます。

都では、意欲的、先進的な取り組みを行っている町会、自治会等を掘り起こし、東京防災隣組として百団体を認定いたしました。認定された団体の活動をさまざまな媒体を用いて広く紹介し、地域における防災活動の活性化へとつなげてまいりました。

また、希望する町会、自治会等に防災活動の専門家を派遣し、防災活動の基礎的なノウハウを身につける学習交流会への支援を行い、地域ニーズに応じた講義や住民同士の交流の機会を提供してまいりました。

今後、防災隣組については、地域で意欲的に取り組む多様な団体をさらに認定し、地域の活動の一層の普及に取り組んでまいります。

また、学習交流会につきましては、防災に対する地域の関心が非常に高いことから、事業内容のさらなる改善を進めてまいります。

○**大場委員** 区市町村とも連携しつつ、引き続き地域防災力の向上に向けて積極的に取り組まれるよう強く要望しておきます。

次に、もう一つ、大きな課題として浮かび上がったのが、医療施設や緊急時に必要な車両等のための燃料の確保であります。

東日本大震災の際には、都内でもガソリンなどの燃料不足が発生し、混乱が生じました。首都直下地震等の発生時には、広範囲での停電も予想され、災害拠点病院などでは、自家発電設備等の活用が必要となります。

また、警察、消防等の緊急車両に加え、支援物資の運搬やインフラの状況を確認するための車両を活用することも必要であります。

このため、平成二十四年度に都は、業界団体との間で運用してきた協定の内容を見直し、災害拠点病院や緊急通行車両などに確実に燃料を供給できる体制を整備してきました。

そこで、平成二十四年度から実施した新たな燃料確保に向けた取り組み内容と、その意義について伺います。

○**中西総務局長** 発災時の初動対応を確実にを行うため、都はこれまでも、業界団体と協定を締結し、燃料の優先供給を受けることとしてまいりました。

しかし、東日本大震災の際には、燃料需要の大幅な増大により、十分な在庫を確保することが困難な状況が見られたことから、新たな仕組みの構築が必要となったところです。

このため、災害拠点病院や緊急通行車両への確実な燃料供給に向け、昨年度協定を見直し、年度当初に必要な量を購入し、実績に応じて生産するランニングストック方式に変更いたしました。

今後、災害活動に必要な緊急通行車両の指定をさらに進めるとともに、これに応じた燃料を適切に確保してまいります。

さらに、国における石油供給体制強化等の取り組みと連携し、地域の中核となる給油所への自家発電機等の設置補助を進めております。こうした取り組みにより、発災時の燃料確保に万全を期してまいります。

○**大場委員** 災害活動の足元を支える燃料の確保は極めて重要であります。今後とも、防災に取り組む業界団体との連携を図りつつ、関係機関等における確実な燃料確保を進めていただきたいと思えます。

ここまで、東日本大震災以降の被災地支援や東京の防災力向上に関する取り組みや成果について確認してきました。同時に考えなければならないのは、東京が政治経済を初め、あらゆる面で日本の中核であることです。東京が被災し、日本全体が麻痺してはならず、想定を超えた災害が発生する万一の場合に備え、首都機能の一時的バックアップ体制を整備することも重要です。

東日本大震災を契機として、首都機能のバックアップについては、国や地方においてさまざまに議論されてきました。中には、首都の機能を代替する副首都を関西などの遠隔地に建設するなど、バックアップに名をかりた首都移転論ともいうべき主張もありました。

こうした動きに対し、かねてから首都移転に断固反対の姿勢を貫いてきた都はどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○**中村知事本局長** 災害対策に名をかりた首都移転につながりかねない議論への対応につきましては、平成二十三年九月に、野田内閣に対し副首都の建設のための投資は控え、首都圏域内のさらなる防災力強化のための施策を推進するよう求めました。

また、全国知事会においてバックアップに名をかりた首都移転の議論が持ち上がったことから、平成二十四年五月に、知事会に対して、これに反対する意見書を提出いたしました。

さらに、九都県市首脳会議におきまして、首都圏を構成する九都県市の集積を生かし、迅速かつ確実に機能するバックアップ体制を検討すべきとの提言を都が主導して決議し、平成二十四年五月と十一月の二回にわたり、国への要請を行ったところでございます。

○**大場委員** 都が、これまで時期を捉えてなすべき対応をしてきたことは、よくわかりました。

そこで、その上で不測の事態に備えた首都機能のバックアップは、移動に時間がかかる

遠隔地ではなく、近接した首都圏内に、迅速かつ確実に機能し得る体制を構築する必要があります。

首都機能バックアップ体制の構築に向けては、九都県市の連携が必要であると考えますが、都としては今後どのように対応していくのか、伺います。

○中村知事本局長 ご指摘のとおり、首都機能のバックアップにつきましては、九都県市での連携が重要であり、都が主導し、実務者による部会で計十回にわたり検討を重ねてまいりました。

その成果を踏まえ、国の合同庁舎など既存施設の集積を活用して、首都圏内の複数地域に代替拠点を設けることにより、迅速かつ確実に機能するバックアップ体制を構築すべきとの提言を、昨日開催されました九都県市首脳会議においても、改めて決議いたしました。

国においては、今後、首都直下地震の新たな被害想定を公表するとともに、政府全体の業務継続計画等を策定していくこととしております。

都としては、これらの動向を十分注視しながら、今回の首脳会議での提言が計画等に反映されるよう、九都県市で連携して国への要請を行う等、今後とも的確に対応してまいります。

○大場委員 次に、心の東京革命について伺います。

心の東京革命は、次代を担う子供たちに対して、親と大人が責任を持って正義感や倫理感などを伝えていくという取り組みであります。

現在実施しているさまざまな普及啓発活動の中に、トップアスリートたちが、子供たちや保護者に直接挨拶や困難に立ち向かうことの大切さを伝えるあいさつ・ふれあいチャレンジプロジェクトというものがあります。大変好評を博していると聞いております。

このあいさつ・ふれあいチャレンジプロジェクトの平成二十四年度の実施状況と事業を開始した平成二十年度からの実績について、あわせて伺います。

○河合青少年・治安対策本部長 お答えいたします。

平成二十四年度の実施状況につきましては、小中学校を中心に二十回開催し、児童生徒のほか保護者や地域の方々など、約一万人の方々が参加されました。また、平成二十年度からの累計では、九十七回の開催、約四万六千六百人の参加となっております。

○大場委員　そこで、ほかにはどのような感想があったのか、また、青少年・治安対策本部としてどのように評価しているのか伺います。

○河合青少年・治安対策本部長　プロジェクトに参加した子供からは、挨拶するのは少し恥ずかしいけれども、みんなが笑顔になるとわかった、また、登下校時の見守りをする保護者からは、元気に挨拶をしてくれる子供がふえ、やりがいを感じるなど、挨拶の効用に関する多くの感想をいただいております。

当本部では、学校を中心とした継続的な挨拶運動で、効果的な事業と考えており、オリンピック・パラリンピック開催決定を機に、さらにスポーツの力を活用することで、心の東京革命の裾野を広げていく所存であります。
